

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

資料6-4

1-1 水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしています。

○審議会委員からの提言

・余分な農薬を使わない、化学合成洗剤を使わない、など市民ができる取り組みもあると思う

①生活排水の適正処理を推進します。	
現行	修正後(新計画案)
1) 下水道事業等の整備を進めるとともに、下水道等整備区域外の地域における合併処理浄化槽の設置を進めるため、設置整備補助事業の充実を図っていきます。	下水道等整備区域外の地域における合併処理浄化槽の設置を進めるため、設置整備補助事業の充実を図っていきます。
2) 下水処理の実態についての情報を定期的に発信し、洗剤の適正使用など生活排水に含まれる汚濁量を低減するための目覚を高めていきます。	下水道のQ&A作成等、下水道について理解してもらえような取り組みを進めます。
3) 合併処理浄化槽、家庭雑排水簡易浄化槽等の適正な管理や清掃に関する指導・啓発をすすめていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	単独・合併処理浄化槽、粗集器等の状況確認や適正な管理、清掃に関する指導・啓発を進めます。
②きれいな河川や湖沼を守ります。	
現行	修正後(新計画案)
1) 下水道等へのつなぎ込みの促進により、生活排水による汚濁を防止していきます。	変更なし
2) ヨシなど河川浄化に効果のある水生植物の保全・活用を図っていきます。	変更なし
3) 河川愛護団体の活動を支援していくとともに、地域にふさわしい川づくりをすすめる手法として、「アダプト・プログラム」を活用した取り組みをすすめていきます。	河川愛護団体の活動を支援していきます。
4) 河川浄化への関心を高めたいくため、住民や子どもたちの参加による河川・湖沼の水質測定やクリーン活動をすすめていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	変更なし

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

③良好な水辺環境の形成に取り組みます。		現行	修正後(新計画案)
市民環境課	1)	自然石、間伐材等の使用やヨシ、ヤナギ、ハリエンジュ(ニセアカシア)等の植栽により、多自然型の川づくりをすすめています。	自然石、間伐材等の使用やヨシ、ヤナギ等の植栽により、多自然型の川づくりをすすめています。 <b>(委員)ヨシ、ヤナギ等は自生しているので、植栽する必要はない。「植生の保全」と修正した方がいい。</b>
	2)	水辺に生息する生物に影響を与えないよう、自然とふれあうマナーの徹底を図っていきます。	水辺に生息する生物に影響を与えないよう、自然とふれあうマナーの徹底を図っていきます。
	3)	在来の水辺の植物を守るため、アレチウリ等外来植物の除去をすすめています。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	在来の水辺の植物を守るため、アレチウリ等外来植物の除去をすすめています。
④水質の監視体制等を充実します。		現行	修正後(新計画案)
市民環境課	1)	千曲川については、上流・中流・下流が一体となった水質管理が行える体制をつくっていきます。	千曲川については、上流・中流・下流が一体となった水質管理が行える体制をつくっていきます。
	2)	中小河川・湖沼の水質目標値を設定し、定期的な測定の実施により水質監視を行っていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	中小河川・湖沼の水質目標値を設定し、定期的な測定の実施により水質監視を行っていきます。

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

1-2 地下水や引用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。

○審議会委員からの提言

・全国各地で海外資本による森林や水源の買い占めが行われているが、飯山市は森林・水資源が豊富なので、安易に資源の売り渡しができないような条例作りが必要。  
 ・余分な農薬を使わない、化学合成洗剤を使わない、など市民ができる取り組みもあると思う  
 ・雨水等を浸透させる「透水性舗装」が、他市では補助金を出すなど普及が進んでいるように思う。飯山市でも透水性舗装を普及させる仕組みの検討を

①安全で良質な飲用水の確保に取り組みます。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	お茶を入れたときに、おいしいと実感できるなど、飯山の水はおいしい水として、市民の意識の共有が図られるような飲用水の確保をすすめていきます。	削除(上水道水源の千曲川脱却を達成したため)
2)	飲用水源の汚染を防ぐため、水道水源保全地区の指定や監視を行っていきます。	飲料水の汚染を防ぐため、水源の監視を行っていきます。
3)	安定した水源確保のため、水道水源保全のための基金の創設や水源かん養保安林の整備・保全を行っていきます。	おいしい水確保のため、念願の千曲川脱却を果たしました。これからは水量・水質確保のため、森林整備を進めていきます。
4)		市外の事業者に市内の山林を売り渡すことで貴重な水資源が失われることがないよう、仕組みづくりを検討していきます。 (委員)「市外の事業者に・・・」とあるが、「事業者等」とした方が良いのでは。 (委員)市外に限定しない方が良いと思う。また個人名義なら良いというわけではなく、個人・事業者の限定もしいほうが良いのでは。 (事務局)そのように修正する。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
②水の有効利用を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	森林の整備や緑化をすすめる、雨水の地下浸透などにより保水力を高めていきます。(市)	変更なし
2)	消雪施設は無散水消雪施設にするなど、地下水の循環的利用を進めていきます。(道)	変更なし
3)	雨水、生活排水、融雪水を循環利用するための方法を研究し、市民が積極的かつ有効に利用できるようにしていきます。(市)	変更なし (委員)市内の雨水排水等の放射能汚染の状況は。 (事務局)雨水がたまる側溝等は11月に市内施設の空間放射線量測定・公表を予定している。来年の3月ぐらいには測定器が入るので、そうすれば定期的な測定値の公表を行う予定。

上下水道課

市民環境課・上下水道課

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

道路河川課	4) 水の大切さについて、市民の意識の啓発を進めていきます。(水) (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	変更なし
-------	---	------

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

③水資源の保全対策に取り組みます。	現行	修正後(新計画案)
市民環境課・農林課・道路河川課		
1)	地下水の汚染や水位の低下を防ぐため、地下水調査を実施するとともに、地下水に影響をおよぼす行為を規制していきます。	地下水の汚染や水位の低下を防ぐため、地下水調査を実施するとともに、地下水に影響をおよぼす行為を規制していきます。
2)	農薬や化学肥料などの流出による水質汚濁防止のため、農家への適正な指導をすすめていきます。(農)	変更なし
3)	除草剤の使用や樹木の消毒、冬期交通確保のための凍結防止剤の散布などについて、環境への影響調査の情報を収集し、適切な対策を検討していきます。(道)	変更なし
4)	アスファルト舗装の増加や下水道の整備に伴い、土地の保水能力が低下することから、雨水を地下に還元する透水性舗装に取り組んでいきます。(道)	変更なし
5)	灯油、重油等の取扱による流出事故防止のための指導を行うとともに、啓発活動を強化していきます。(市)	変更なし
	(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	

基本目標1 “健康で安心して暮らして暮らし続けられるまち”「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

1-3 大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。〈公害の防止〉

○審議会委員からの提言

・10年前と比べて、現在は二酸化炭素排出削減というテーマが大きく取り上げられている。二酸化炭素取引制度を導入する自治体が出ている中で、飯山市として促進するかどうか検討が必要だと思ふ

①公害(大気汚染、騒音・振動、悪臭等)の防止に対する指導、啓発等を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	工場、事業所等による大気汚染、騒音・振動、悪臭等の環境基準や規制基準等の遵守、発生活源対策などを県や近隣市町村との連携ですすめていきます。	変更なし
2)	固定発生源施設、未規制事業所等に対する規制の検討や発生防止のための対策を指導していきます。	中小事業者に対し、公害に関する法規制の遵守や改正に関する情報を提供していく仕組みづくりを検討していきます。 <b>(委員)情報の提供だけでなく、CO2の発生自体を削減する仕組みづくりを検討してほしい。</b>
3)	大気汚染防止や悪臭防止、健康被害の見地から、ごみの野外焼却禁止の徹底や小型焼却炉の使用自粛に対する指導を強化していきます。	大気汚染防止や悪臭防止、ごみの野外焼却禁止に対する指導を強化していきます。
4)	道路交通騒音・振動対策として、交通渋滞誘発か所の改善や生活道路への通過車両などの進入を抑制する交通規制や誘導(一方通行など)を検討していきます。	道路交通騒音・振動対策として、交通渋滞誘発か所の改善や生活道路への通過車両などの進入を抑制する交通規制や誘導(一方通行など)を検討していきます。
5)	公共交通機関の利用を促進することにより、車社会がもたらす健康面を含めた公害についての啓発を行う環境デー等の設定を検討していきます。	「市民ノーマイカーデー」の実施等、自家用車のみには頼らない生活について考える機会を増やし、市民の環境意識啓発を行って生きます。
6)	「光害対策ガイドライン」等を活用し、人工光の使用に伴う環境配慮について、啓発・指導を行っていきます。	削減(市民アンケートで「光害に対して身近に感じる」と答えた人が4.4%のみであつたため) <b>(委員)例えば、田んぼの真ん中にコンビニエンスストアができれば、生態系へは何かの影響を与えようということも考えられる。削減までは行わず、監視を続ける等のことは必要となろうと思うので、残しておいたほうがいい。 (委員)人が感じる害は少ないが、自然には影響はあると思うので、残しておいてほしい。</b>
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

市民環境課

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

②公害の発生を未然に防止します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	新たな公害問題や地球環境問題に対応できるよう、公害防止対策を行う事業所に対する助成制度の拡大や低利融資制度の創設を検討していきます。	変更なし
2)	公害の防止等に関する条例に基づく指定事業所届の提出を徹底し、公害問題に対する事業者の意識の高揚を図っていきます。	変更なし
3)	公害の発生のおそれがある事業所との公害防止協定の締結を積極的に進めていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

市民環境課

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

③地球温暖化の防止対策を推進します。		現行	修正後(新計画案)
市民環境課			
1)	自動車排ガスや二酸化炭素の排出を削減するため、アイドリング・ストップ運動を積極的にすすめていきます。	自動車排ガスや二酸化炭素の排出を削減するため、アイドリング・ストップ運動を積極的にすすめていきます。	自動車排ガスや二酸化炭素の排出を削減するため、アイドリング・ストップ運動を積極的にすすめていきます。
2)	市が低公害車・低燃費車を率先して導入するほか、市民や事業者の導入も促進していきます。	市が低公害車・低燃費車を率先して導入するほか、市民や事業者の導入も促進していきます。	市が低公害車・低燃費車を率先して導入するほか、市民や事業者に対する導入啓発を推進していきます。
3)	徒歩や自転車による移動を促進するため、歩道や自転車道、駐輪場の整備を進めていきます。	徒歩や自転車による移動を促進するため、歩道や自転車道、駐輪場の整備を進めていきます。	変更なし
4)	市が率先して地球温暖化防止に資するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減を実行していくとともに、実施状況を公表していきます。	市が率先して地球温暖化防止に資するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減を実行していくとともに、実施状況を公表していきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)			
④測定・監視、相談体制を整備充実します。		現行	修正後(新計画案)
市民環境課			
1)	雪が降ったあとの空気が一番きれいな空気として実感できるなど、飯山の空気はきれいな空気として、市民の意識の共有が図られるような測定・監視体制を整え、情報提供を行っていきます。	雪が降ったあとの空気が一番きれいな空気として実感できるなど、飯山の空気はきれいな空気として、市民の意識の共有が図られるような測定・監視体制を整え、情報提供を行っていきます。	変更なし
2)	住民参加による大気の調査・測定をすすめるため、環境への関心を高めるとともに、測定結果の情報が広く発信される仕組みをつくっていきます。	住民参加による大気の調査・測定をすすめるため、環境への関心を高めるとともに、測定結果の情報が広く発信される仕組みをつくっていきます。	変更なし
3)	公害に対する苦情や相談について、速やかな処理・解決が行えるよう、庁内の受付体制の充実や県との連携を図っていきます。	公害に対する苦情や相談について、速やかな処理・解決が行えるよう、庁内の受付体制の充実や県との連携を図っていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)			

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

1-4 公害や災害の発生を防止、安心して暮らせる環境にしていきます。〈安心して暮らせる環境の確保〉

○審議会委員からの提言

①災害の発生防止対策を推進します。		修正後(新計画案)
現行		
1)	地すべり、がけ崩れ、雪崩、水害などから市民の生命・財産を守り、災害に強い地域づくりを推進するため、国や県と協力し、保安林、地すべり防止区域等の指定を進めるとともに、治山治水対策を強化していきます。(道)	変更なし
2)	治山治水の方法として、従来の構造物一辺倒による工法から、森林整備や農地の多面的機能を活用できる方法を検討し、取り入れていきます。(農)	変更なし
3)	農地の減少により、農地が持つ治水能力が低下する問題について調査研究を行っていきます。(農)	農地が持つ治水能力を低下させないよう、農地の維持・再生を図ります。
4)	防災マニュアル、洪水ハザードマップ等の内容の充実や市民への周知、活用の啓発を行っていきます。(庶・道)	変更なし
5)	浸水災害を防止するため、都市下水路、雨水幹線等排水路や中小河川の整備・改修をすすめていきます。(まち・道)	変更なし
6)	雨水調整池や雨水貯留槽の整備をすすめ、雨水流出量の調整が行えるような仕組みをつくっていきます。(道)	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

道路河川・農林・まちづくり課

基本目標1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

②日常生活における環境への配慮に取り組みます。		現行	修正後(新計画案)
市民環境課	1)	近隣・生活型公害については、お互いを思いやる心づくりなど地域での快適な環境が守られる意識の醸成を図っていきます。	解決が困難な近隣・生活型公害については、発生の未然防止のため、生活型公害や、近隣住民間の日頃からのコミュニケーションの大切さなどを知ってもらうための啓発を行っています。
	2)	生活型公害防止のルールづくり手引の作成、近隣住民間の話合いの場の提供など、住民合意のための仕組みづくりを行っています。	
	3)	暴走行為等による迷惑騒音をさせない地域環境づくりを関係機関や地域と連携して行っていきます。	暴走行為等による迷惑騒音をさせない地域環境づくりを関係機関や地域と連携して行っていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)			
③事業活動における環境への配慮に取り組みます。		現行	修正後(新計画案)
市民環境課	1)	事業者と周辺住民が環境保全に関する協定等の締結を積極的に行うなど、事業者と住民間の良好な関係を築いていきます。	事業者と周辺住民が環境保全に関する協定等の締結を積極的に行うなど、事業者と住民間の良好な関係を築いていけるよう、啓発を行っています。
	2)	農作業における野外焼却については、その有効性や効果を考慮したうえで、ルールづくりを検討していきます。	農作業における野外焼却については、その有効性や効果を一般市民に広報するとともに、作業時のマナーの啓発を行っています。
	3)	事業者が自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組むため、自主環境管理計画の策定を指導していきます。	「エコアクション21」など、中小企業も比較的取り組みやすい環境マネジメントシステム導入について啓発を行っています。
	4)	事業者が環境情報を公開していける場を提供していきます。	事業者が環境情報を公開していける場を提供していきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)			

基本目標1 “健康で安心して暮らして暮らし続けられるまち”「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

1-5 有害化学物質や酸性雨、酸性雪対策をすすめ、安全な環境にしていきます。〈安全な環境の確保〉

○審議会委員からの提言

- ・もし市で酸性雨調査をするのであれば、中学校の学習や部活動などと連携し計測する仕組みを作ったらいと思う
- ・最近はおゾン層の破壊が話題にならないが、学習の機会を作ってほしい
- ・放射線のモニタリング、公表が必要

①有害物質等の発生状況等を把握します。		修正後(新計画案)
市民環境課	現行	
1)	一般環境中や廃棄物焼却炉でのダイオキシン類による環境汚染の実態把握を継続して行っています。	廃棄物焼却炉でのダイオキシン等による環境汚染の実態把握を継続して行っていきます。
2)	環境ホルモン、PCB等の有害物質についての情報収集やそれに基づく実態の把握・調査を行っていきます。	変更なし
3)	酸性雨・酸性雪の測定などの実態調査を住民の参加により実施していきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	酸性雨・酸性雪の測定などの実態調査を、子供や住民の参加により実施すること、問題意識の啓発を行っていきます。
②排出抑制対策を推進します。		修正後(新計画案)
市民環境課	現行	
1)	酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出が多い自動車の交通対策など排出削減に向けた取り組みを進めていきます。	酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出が多い自動車の交通対策など排出削減に向けた取り組みを進めていきます。
2)	事業所等に対し、PRTR(環境汚染物質排出・移動登録)制度についての周知・徹底を図るとともに、市民による監視の目も育てていきます。	事業所等に対し、PRTR(環境汚染物質排出・移動登録)制度についての周知・徹底を図っていきます。
3)	ダイオキシン類の発生防止を身近なところから実施していくため、ごみの分別排出や野焼きの禁止を徹底していきます。	ダイオキシン類の発生防止や温室効果ガスの抑制を身近なところから実施していくため、ごみの分別排出や野焼きの禁止を徹底していきます。
4)	市発注の公共工事等では、有害化学物質の発生の原因となるものの使用を抑えるなど率先して排出の抑制を実施していきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	市発注の公共工事等では、有害化学物質の発生の原因となるものの使用を抑えるなど率先して排出の抑制を実施していきます。

基本目標 1 “健康で安心して暮らし続けられるまち”「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。」

③安全な環境に関する確かな情報提供を推進します。		現行	修正後(新計画案)
1)	有害化学物質の発生メカニズムや発生源、健康との関係等についての情報の整備・提供を行っています。	有害化学物質の発生メカニズムや発生源、健康との関係等についての情報の整備・提供を行っています。	有害化学物質の発生メカニズムや発生源、健康との関係等についての情報の整備・提供を行っています。
2)	国、県などの有害化学物質の環境調査の結果等の収集・提供を進めています。	国、県などの有害化学物質の環境調査の結果等の収集・提供を進めています。	国、県などの有害化学物質の環境調査の結果等の収集・提供を進めています。
3)	農薬や除草剤の毒性や環境への影響について、生産者にとっても消費者にとっても正しい理解や学習ができ、情報が共有できるようにしていきます。	農薬や除草剤の毒性や環境への影響について、生産者にとっても消費者にとっても正しい理解や学習ができ、情報が共有できるようにしていきます。	農薬や除草剤の毒性や環境への影響について、生産者にとっても消費者にとっても正しい理解や学習ができ、情報が共有できるようにしていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)			
④放射能対策を推進し安心・安全な生活環境確保に努めます。		現行	修正後(新計画案)
1)		環境放射線量の定期的な測定・公表を行い、安心して生活できる仕組みづくりを行います。 (委員)個別目標 1-5に「放射能」の文言も入れてはどうか。	環境放射線量の定期的な測定・公表を行い、安心して生活できる仕組みづくりを行います。 (委員)個別目標 1-5に「放射能」の文言も入れてはどうか。
2)			保育園・学校など、子供たちが多く利用する施設では、雨どいの下、側溝など周辺より線量が高い可能性のある場所について特に重点的に測定を行い、高い線量が計測された場所においては、除染することにより放射線被ばくを防ぎます。
3)			市民が放射性物質や放射能について正しい知識を得られるよう、学習会などを通じ啓発を行います。
4)			学校給食の食材について放射線量の計測をできる仕組みづくりを検討していきます。
5)			飯山市から50km以内に位置する柏崎刈羽原子力発電所について、事故を発生させないための対策について継続的に働きかけを行うとともに、万が一発生した場合を想定して、対応の準備を進めていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)			

基本目標2 “ふるさとの自然が守り育てられていくまち”  
 「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます」

2-1 森林・農地・河川が持つ他面的機能を大切に、色々な工夫と人とのかかわりで保全・活用を図っていきます。〈森林・農地・河川の多面的機能の活用〉

○審議会委員からの提言

①多面的機能の維持・活用を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	農地の無秩序な転用を抑制し、優良な農地の保全と高度利用に努めます。(農)	農地の無秩序な転用を抑制し、優良な農地の保全に努めます。
2)	かつて地域の人々にとって身近であった里地里山の価値を見直し、地域やボランティア等と連携し、適切な管理のあり方を検討していきます。(市)	かつて地域の人々にとって身近であった里地里山の価値を見直すため、学習の機会を増やしていきます。
3)	荒廃農地への植林など、他の用途への転換による適正利用をすすめていきます。(農)	荒廃農地は他の用途への転換などにより適正利用をすすめていきます。
4)	樹木の大気浄化能力調査やこども葉っぱ判定士の活動を取り入れ、樹木の持つ大気保全能力等の周知・啓発を図ることにより、森林の持つ公益的機能の保全を進めていきます。(市)	削除(環境学習の取り組み内容と重複)
5)	グリーンツーリズム、自然体験教室、ラフティングボート、カヌーなど自然資源を活用した観光の振興をすすめていきます。(商)	検討中
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))		
②中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	中山間地域の自然と風土を保全・活用していくため、市民農園、市民オーナー制など新しい参加の仕組みを工夫していきます。(市)	中山間地域の自然と風土を保全・活用していくため、学習の機会を作ったり、住民参加の仕組みづくりを検討していきます。
2)	グリーンツーリズムの推進、棚田の復元など中山間地域の特色を活かし、農業体験学習の場としての活用や環境学習への活用を進めていきます。(農)	グリーンツーリズムの推進、及び中山間地域の特色を活かした農業体験学習の場としての活用や環境学習への活用を進めていきます。
3)	農地の遊休化・荒廃化を防ぐため、地域営農システム構築への取り組みを進めていきます。(農)	農地の遊休化・荒廃化を防ぐため、集落営農組織、担い手農家等への農地の利用集積を進めていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))		

農林・市民環境・商工観光課

農林・市民環境課

基本目標2 “ふるさとの自然が守り育てられていくまち”  
「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます」

③森林地域の整備を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	水源かん養、国土保全機能など森林の持つ公益的機能を維持・増進していくため、計画的な森林の保育・整備を進めていきます。	変更なし (委員)「森林の保育」という言葉は正しいのか。
2)	荒廃森林の間伐等の整備対策を検討するとともに、複層林の整備を推進し、適地適木による多様な森林整備を進めていきます。	変更なし
3)	災害防止、生態系の保全、木材の安定供給といった森林が持つ多面的機能を有効に発揮できるように、自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を図りつつ、整備を進めていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))		
④体系的な施策による保全を図ります。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	自然的特性(自然の賦存状況、貴重度等)や社会特性(土地利用状況、社会開発度等)を考慮し、それぞれの地域の特性に応じた体系的な保全を行います。	自然的特性(自然の賦存状況、貴重度等)や社会特性(土地利用状況、社会開発度等)を考慮し、それぞれの地域の特性に応じた体系的な保全を行います。 (委員)全体的に言葉がわかりにくい。もう少しやさしい言葉に修正するか削除して もいいのでは。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))		

農林課

市民環境課

基本目標2 “ふるさとの自然が守り育てられていくまち”  
 「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます」

2-2 在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出していきます。〈生物の多様性の確保〉

○審議会委員からの提言

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホタル生息の調査が必要では</li> <li>・保全地域の指定(例:鍋倉山のブナ林、オオルリジミ繁殖地)</li> <li>・ナベクラゼンソウ、オオルリジミを天然記念物指定候補物件として検討を</li> <li>・希少種等、注目すべき動植物の現状に関する記載は環境変化の指標となる</li> <li>・「ハリエンジュ」は外来種なので残すことは望ましくない・現行計画に記載されている「コリドー」「ビオトープネットワーク」といった用語による抽象化は、一般市民には理解が難しいと思う。</li> <li>・研究者が高齢化しており飯山版レッドデータブックは早急に作成したほうが良い。</li> <li>・害獣被害防止対策の記載を</li> <li>・害獣の積極的な「駆除」が必要な状況とを感じるが、計画に謳えるのかを検討を</li> <li>・外来種の現状と対策</li> </ul>
--

①生態系を守り、野生動植物の保護に取り組みます。	
	修正後(新計画案)
1)	鳥獣保護区や禁猟区の設定、天然記念物の指定などを行い、野生動植物や生息・生育環境を保護、管理していきます。(農・市)
2)	野生鳥獣や高山植物等を保護するための指導員を配置し、監視活動や啓発活動を行います。(市)
3)	ブラックバスやオオブタクサ、アレチウリなど外来種の増殖を抑制し、生態系の攪乱を防止していきます。(市)
4)	野生鳥獣「保護管理」の理解を深め、共生の仕組みを工夫していきます。 (委員)「共生」より「共存」の方が表記として好ましいと思う。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))	

基本目標2 “ふるさとの自然が守り育てられていくまち”  
「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます」

②生物の生息・生息地の保全と創出に取り組みます。		修正後(新計画案)
現行		
1)	休耕地や水路を活用したビオトープづくりをすすめ、地域の子どもたちの観察の場などにも活用していきます。(農・市)	冬期湛水※の実施や休耕地・水路を活用し、生態系の維持・創出を図ります。
2)	緑の回廊(コリドー)の創出やビオトープネットワークを形成し、生態系の保全や回復、創出を図り、生物の多様性を図っていきます。(市)	里山の保全や回復を図り、生物多様性の保全に積極的に取り組みます。
3)	千曲川沿いの樹木、アシ原(悪田自然緑地)は出来るだけ残し、繁みをつくったり、ヤナギ、ハリエンジュなどを残し、野鳥の棲家や渡り鳥の休憩場所として自然豊かな水辺づくりを進めます。(道)	千曲川沿いの樹木、ヨシ原(悪田自然緑地)は出来るだけ残し、繁みをつくったり、ヤナギなどを残し、野鳥の棲家や渡り鳥の休憩場所として自然豊かな水辺づくりを進めていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
③自然環境の調査、研究等を推進します。		修正後(新計画案)
現行		
1)	市内の希少な動植物などの生息状況、分布状況や環境資源について調査・整理し、飯山市版レッドデータブックを作成していきます。(市・学)	市内の希少な動植物などの生息状況、分布状況や環境資源について調査・整理し、飯山市版レッドデータブックを作成していきます。
2)	身近な生き物から野生鳥獣まで、地域に存在する様々な生物の調査を、市民の参加や各種団体等の協力を得ながらすすめていきます。(市・学)	身近な生き物から野生鳥獣まで、地域に存在する様々な生物の調査を、市民の参加や各種団体等の協力を得ながらすすめていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

農林・市民環境・道路河川課

市民環境・学習支援課

基本目標2 “ふるさとの自然が守り育てられていくまち”  
 「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます」

2-3 緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。〈人と自然とのふれあいの創出〉

○審議会委員からの提言

・市街地には「日陰」や「緑」が極端に少ない。自動車だけでなく歩行者にも配慮した街づくりを。  
 ・雨水等を浸透させる「透水性舗装」が、他市では補助金を出すなど普及が進んでいるように思う。飯山市でも透水性舗装を普及させる仕組みの検討を

①自然とのふれあいの場づくりを推進します。		修正後(新計画案)
現行		
まちづくり・市民環境・道路河川・学習支援課	1) 市全体を「森のまち」にしていいため、「記念の森事業」や苗木の配布、みどりの週間の設定などにより、まち中に木を植える運動を進めています。(まち)	削除(H22で記念の森事業終了のため)
	2) 環境保全、レクリエーション利用、景観形成、防災効果等、緑に期待する機能に応じた樹種や植栽方法などそれぞれの場所にふさわしい緑の保全、創出を進めています。(まち)	変更なし
	3) ブナやケヤキなど、緑に求める機能・役割を見極めながら適地適木による緑化を進めています。(まち)	変更なし
	4) 保存樹木・樹木の指定制度などを創設し、地域のシンボルとして守り育てていく仕組みをつくっていきます。(学支)	変更なし
	5) 自然に残った地形や植生を活かした親水護岸づくり等により、川と生き物とのふれあいの場づくりを進めています。(道)	変更なし
	6) 緑化や緑地の保全・復元はスポット的なものだけでなく、千曲川の東と西を生態系として繋げていけるような水と緑のネットワークを創っていきます。(市)	千曲川を中心に、市全体が飯山らしい生態系を保全していくため、地域と連携し活動を推進していきます。
	7) 住宅地や工作物の建築の際には、緑地や土壌面を確保していくための啓発を行っています。(まち)	住宅地や工作物の建築の際には、緑地や土壌面を確保していくための啓発を行っています。
	(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	

基本目標2 “ふるさとの自然が守り育てられていくまち”  
 「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます」

②自然との共存意識の向上に取り組みます。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	山野等でのポイ捨てや貴重な植物の採取を行わないなど、自然と共存するうえでのマナーの徹底を図っていきます。(市)	山野等でのポイ捨てや貴重な植物の採取を行わないなど、自然と共存するうえでのマナーの徹底を図っていきます。
2)	自然に対して人間の都合を優先させてきた考え方を改め、地域のお伝馬などで草刈や緑の修復・保全に努めていく仕組みづくりや、人間も苦勞すること自然との共存を図っていきけるという考え方を浸透させていきます。(市)	緑の修復・保全のため、地域のお伝馬による草刈りなどを転入者を含め努めていく仕組みづくりや、人間の都合だけでなく自然との共存を図っていくための意識啓発を行っていきます。
3)	落ち葉をゴミとして迷惑視するのではなく、自然の風物詩として感じられるようにするなど、自然に対する意識改革を進めていきます。(市)	削除(概念的すぎて施策に活かすことができないため)
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

基本目標2 “ふるさとの自然が守り育てられていくまち”  
 「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます」

2-4 開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめていきます。〈自然環境保全制度の充実〉

○審議会委員からの提言

<p>①規制的制度による自然環境保全対策を推進します。</p>	
	<p>修正後(新計画案)</p>
市民環境課	<p>自然環境の保護・保全について総合的な対策をすすめるため、開発規制や保全地域の指定を含めた市自然保護条例の見直しを行います。(市)</p> <p>事業活動を行うに当たり、環境の保全について多方面から適正に配慮できるよう、環境配慮指針を制定していきます。(市)</p> <p>(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)</p>
<p>②環境への影響に関する評価手法を導入します。</p>	
	<p>修正後(新計画案)</p>
市民環境課	<p>開発計画については住民の意見を充分に反映させるとともに、一定規模以上の開発行為に、一定規模以上の開発行為に対して、簡易環境アセスメントを実施していくことを検討していきます。(市)</p> <p>自然環境に影響を与える開発計画に対しては、環境保全計画書の提出を求め、ミディゲーションの考え方で対策をとっているかどうかチェックしていきます。(市)</p> <p>環境保全対策が予定どおりの効果を上げているかどうか、モニタリング等を行い、効果を上げていなければ修正していくような仕組みを整えていきます。(市)</p> <p>(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)</p>

基本目標3 “四季の変化にとけ込んだ森のまち”  
 「歴史・文化・景観の保全と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめる、まちの個性をみがいでいきます。」

3-1 歴史・文化・景観の保全と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめる、まちの個性をみがいでいきます。(歴史的・文化的環境の保全)

○審議会委員からの提言

・文化的景観(人間活動を含めた植生景観)の指定(例:柄山の民家群と背景の里山植生)

①歴史・文化的環境の保全と活用を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	地域に存在する歴史的・文化的資源の調査・把握を専門家や地区のお年寄りなど幅広い市民の参加を得て行うとともに、新たな文化財の指定をすすめていきます。	地域の歴史的・文化的資源の調査・把握を専門家や地区のお年寄りなど幅広い市民の参加を得て行うとともに、新たな文化財の指定をすすめていきます。
2)	郷土の史跡や歴史的建造物等を身近なものとして感じられるよう、案内板、休憩所などの整備をすすめる、郷土学習や憩いの場としての活用を図っていきます。	郷土の史跡や天然記念物などへの興味・関心を高めるため、指定文化財の案内板や説明板の整備をすすめる、郷土学習の場としての活用を図っていきます。
3)	個人の力では維持管理が難しくなっている伝統的建造物や貴重建造物は、登録制度を設けるなど、その保全のための仕組みをつくっていきます。	人間と自然との長期に亘る相互作用によって生み出された民家群と背景の里山植生などの文化的景観や歴史的建造物を文化財として選定する検討をすすめていきます。
4)	歴史・文化アドバイザー、インストラクター等の養成など、歴史的・文化的環境を活用していくための人材育成を図っていきます。	地域の歴史や文化について学ぶ学習会や検定等を継続的に実施し、歴史的・文化的環境を活用していくための人材育成を図っていきます。
5)	各地域の伝統行事、伝統芸能等を継承していくための保存団体の育成や幅広い市民の参加を促すための情報提供を行います。	各地域の伝統行事、伝統芸能を継承していくため、保存団体の支援や幅広い市民の参加を促すための情報提供を行います。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
②個性ある“まち”の創出に取り組みます。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	先人の環境に対する生活態度や知恵、取り組みを見直し、活かす、まちの個性としてみがいでいきます。	変更なし
2)	歩道の整備等に際しては、維持管理に配慮した上で、石や木などの自然素材のものを活用し、まちの個性づくりをすすめていきます。	変更なし
3)	寺まち遊歩道の整備をすすめるとともに、歴史的・文化的遺産を系統的に結んだ散策路を整備していきます。	四季の鮮やかさと寺まちのたたずまいを感じさせる散策路やまち並を整備していきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

学習支援課

まちづくり課

基本目標3 “四季の変化にとけ込んだ森のまち”  
 「歴史・文化・景観の保全と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめる、まちの個性をみがいでいきます。」

### 3-2 美しい山河や四季の変化などの景観的特徴を守り、活かしていきます。〈良好な景観の形成〉

#### ○審議会委員からの提言

		修正後(新計画案)
①良好な景観形成へ誘導します。		
現行		
1)	「飯山市景観形成基本計画」に基づき、人が集う場所、農村集落、沿道、水辺・緑・公園などの風景づくりを進めていきます。	変更なし
2)	「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」に基づいて、良好な景観の妨げとなる屋外広告物の撤去や規制を進めていきます。	変更なし
3)	自然景観やまち並みと調和のとれた景観形成のため、「高社山麓・千曲川下流域景観形成重点地域」制度に基づき景観形成基準を守っていきます。	自然景観やまち並みと調和のとれた景観形成のため、「高社山麓・千曲川下流域景観形成重点地域」制度に基づき景観形成基準を守っていきます。
4)	大規模開発行為者に対する景観配慮の指導を行っていきます。	変更なし
5)	間伐等により眺望がよくなる山や丘陵などを眺望ポイントとして確保し、良好な景観を楽しめる場づくりを行っていきます。	変更なし
6)	地域にふさわしい景観づくりを推進するため、景観形成マニュアルや景観デザインガイドなどの手引きの作成に取り組みます。	地域にふさわしい景観づくりを推進するため、景観行政団体への移行、景観条例の施行、景観計画の策定を行っていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

基本目標3 “四季の変化にとけ込んだ森のまち”  
 「歴史・文化・景観の保全と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめる、まちの個性をみがいでいきます。」

②景観形成に対する意識の啓発を推進します。		修正後(新計画案)
現行		
1)	建造物や広告物に対する景観だけでなく、まち並みや山間地、河川などの風景も含めた景観に対する意識を高めています。	建造物や広告物に対する景観だけでなく、まち並みや山間地、河川などの風景も含めた景観に対する意識を高めています。
2)	建造物を囲困の自然に配慮したものとして、街路樹の手入れやごみの撤去を行うなど、市街地の景観形成に配慮していく意識を高めています。	変更なし
3)	良好な景観形成に対する市民や事業者の取組みを推進するため、「いいやま景観賞」の選考、景観点検(おらまち探検隊)の実施、研修会、講習会など飯山市景観形成推進協議会の活動を進めています。	良好な景観形成に対する市民や事業者の取組みを推進するため、「いいやま景観賞」の選考、景観点検の実施、研修会、講習会など飯山市景観形成推進協議会の活動を進めています。
4)	フラワーロードの植栽・管理や景観形成住民協定の締結など、住民参加による景観づくりをすすめています。	変更なし
5)	「景観シンポジウム」の内容を充実していくなど市民への啓発をすすめています。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	変更なし

まちづくり課

基本目標3 “四季の変化にとけ込んだ森のまち”  
 「歴史・文化・景観の保全と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめる、まちの個性をみがいでいきます。」

3-3 自然とふれあい、人とふれあう公園や散歩道づくりなどを市民の参加ですすめていきます。〈豊かな緑の保全と創出〉

○審議会委員からの提言

- ・市内(市街地)に子供を遊ばせるような公園がない。若いお母さんたちが集えるような公園が市街地に必要だと思う
- ・新幹線新駅や、沿線の景観保全をどうするか。その際は、飯山の自然環境に適した樹種の植栽など生物多様性保全にも配慮した景観づくりの促進を
- ・フラワーロード等は飯山の自然環境に適したものを植栽し、生物多様性にも配慮すべき。

①公園緑地の整備と創出を推進します。		修正後(新計画案)
現行		
1)	公共施設における緑化やフラワーロードの植栽をすすめるとともに、道路整備等により生み出される残地に木を植えるなど、緑地の整備を行っていきます。	変更なし
2)	市街地の緑化や人のふれあいの場を創出するため、都市公園の整備を進めていきます。	変更なし
3)	ため池や遊休地の活用、お宮を中心とした小公園的な整備など、地域に根ざした“公園”づくりを進めていきます。	変更なし
4)	災害時に避難場所ともなる防災機能をもった公園緑地を確保していきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
②ふれあいのある散歩道の整備と創出を推進します。		修正後(新計画案)
現行		
1)	地域の特性を考慮した街路樹やフラワーロードの整備を行い、まち中の木陰や四季の彩を創出する取組みを進めていきます。	変更なし
2)	道路沿道における街路樹や緑地等の整備と適正管理により、道路交通環境等の改善をすすめていきます。	変更なし
3)	歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用できるよう、専用道の整備をすすめていきます。	変更なし
4)	自然とふれあい、人とふれあう散歩道等の情報を市民から集め、ふれあい散策道マップをつくっていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

まちづくり課

まちづくり課

基本目標3 “四季の変化にとけ込んだ森のまち”  
 「歴史・文化・景観の保全と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめる、まちの個性をみがいでいきます。」

3-4 歴史の趣きと静かなたたずまいを活かして、自然と人とのふれあいのあるまちづくりをすすめていきます。(ふれあいと特性を活かしたまちづくりの推進)

○審議会委員からの提言

		修正後(新計画案)
まちづくり課	①地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。	
	現行	
	1) 市全体が“ゆきと寺のまち”として感じられるよう、地域の特性や自然を活かしたまちづくりを進めていきます。 2) 自然、歴史、文化等に育まれた地域の特色を見直し、個性として活かしたまちづくりを地域全体で考えていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	変更なし 変更なし
まちづくり課	②人にやさしいまちづくりに取り組みます。	
	現行	
	1) 日常の生活空間において、歴史や自然、地理的条件を活かした生活の知恵、文化、伝統が市民の意識として感じられるまちづくりをすすめていきます。 2) 市街地や住宅地の整備に当たっては、自然環境に配慮し、緑や景観などアメニティ(快適環境)の創出に努めるとともに、エネルギー消費やごみ処理などは環境負荷の少ない工夫を取り入れていきます。 3) 公共建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化など、高齢者や障害者に配慮したまちづくりや施設整備をすすめていきます。 4) ユニバーサルデザインの発想を公共事業などに積極的に採用していきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	変更なし 変更なし 変更なし 変更なし

基本目標3 “四季の変化にとけ込んだ森のまち”

「歴史・文化・景観の保全と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめる、まちの個性をみがいでいきます。」

③環境に配慮した土地利用を推進します。		修正後(新計画案)
現行		
「飯山市都市計画マスタープラン」による地区別基本計画のもとに、自然環境の保全、緑化の推進、歴史的・文化的遺産の保護などに配慮した施設整備や土地利用を進めていきます。		新幹線飯山駅効果による都市的土地利用の進行に対し、都市計画区域の編入及び、用途地域の見直し等を行います。
1)	都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、適正な土地利用へ誘導していくため、都市計画区域の見直しを行います。	全市的な都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、適正な土地利用を誘導します。
2)	北陸新幹線飯山駅周辺整備に当たっては、自然環境や生活環境への配慮、緑やアメニティーの創出に努めるとともに、環境負荷の少ない基盤整備を行っていきます。	検討中
3)	(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	
まちづくり課		

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

4-1 雪害対策を強化するとともに、親雪・利雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。〈雪害対策と雪の利用〉

○審議会委員からの提言

現行		修正後(新計画案)
①雪に強いまちづくりを推進します。		
1)	市民・事業者・行政が互いに協力して克雪活動を推進し、住みよい地域づくりを進めるため、「飯山市克雪地域づくり市民協議会」の活動を充実していきます。(企)	変更なし
2)	堆雪帯、歩道除雪、無散水融雪施設、流雪溝など雪対策を考慮した道路整備を進めていきます。(道)	変更なし
3)	小型除雪車の効率的配備などにより、除雪困難路線の解消を進めていきます。(道)	除雪を進める上で地域の協力は不可欠です。機械除雪が困難な路線については、各家庭での普及が拡大しているハンドロータリー車を借用(スクラム除雪)する等の協力を求めながら進めていきます。
4)	克雪型住宅の普及、屋根雪の無雪化に対する支援などにより、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。(企)	変更なし
5)	冬期間の日常生活空間を確保するための雪処理対策として、流雪溝の整備を進めていきます。(道)	変更なし
(市民・地域・事業者がとりむべき事項)		

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

企画 財政 課 ・ 道路 河川 課	②雪を味方にした暮らしを工夫し、推進します。	
	現行	修正後(新計画案)
	1) 雪室を復活させ、体験による啓発や実用としての活用を図っていきます。(企)	削除(実施終了のため)
	2) 「いいやま雪まつり」のほか、雪国サミットや雪国体験などのイベントを開催し、雪国飯山をPRしていきます。(企)	雪を観光資源として、「いいやま雪まつり」、「かまくら祭り」、雪国体験などのイベントを開催し、飯山市の魅力在市内外へPRしていきます。
	3) 小型除雪車の効率的配備などにより、除雪困難路線の解消を進めていきます。(道)	変更なし
4) 雪と親しみ、人が集える雪国ならではの公園づくりに取り組みます。(企)	削除	
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
企画 財政 課	③雪エネルギーの研究や活用に取り組みます	
	現行	修正後(新計画案)
	1) 雪が生活に活かされるよう、融雪水や雪エネルギーなど雪の活用を研究・実践していきます。	雪エネルギーの利用には費用対効果など課題も残されていますが、今後も技術革新の動向を見ながら、環境教育の意味合いを含め、多様な雪エネルギーの利活用について検討します。
	(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

**4-2 省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。〈資源・エネルギーの有効活用〉**

○ 審議会委員からの提言

・原発の代替エネルギーとして太陽光が注目されているが、農地や自然の土の上に太陽光パネルが立ち並ぶ様子は異様で、将来的に不具合を生じることがないか心配。メリット・デメリットの整理が必要だと思う。

①省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
市民環境課	1) 自然への感受性を高め、風、木陰の涼など自然の力やエネルギーを活かした暮らし方の工夫など、日常生活における省エネルギーへの取組みを進めていきます。	自然への感受性を高め、風、木陰の涼など自然の力やエネルギーを活かした暮らし方の工夫など、日常生活における省エネルギーへの取組みを進めていきます。
	2) 環境家計簿の普及とその結果の活用を図るとともに、あらゆる機会を通じて家庭での省エネルギーに向けた普及啓発を進めていきます。	あらゆる機会を通じて家庭での省エネルギーに向けた普及啓発を進めていきます。
	3) エネルギーの大切さを学ぶ場や機会を設けていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	エネルギーの大切さを学ぶ場や機会を設けていきます。
②新エネルギーの研究と活用に取り組みます。		修正後(新計画案)
	現行	
企画財政課	1) 自然エネルギー、未利用エネルギーの研究・活用を総合的に検討し、新エネルギービジョンとして取りまとめていきます。	新エネルギービジョンに基づき、生活環境や気候風土などの地域特性を踏まえ、地域資源を活かした新エネルギーの普及促進を図ります。
	2) 太陽光や風力など自然エネルギーの活用に対し、支援を検討していきます。	新エネルギーに係る各種情報の提供に努めるとともに、新エネルギーの活用に対する支援策等の検討を行います。
	3) モデル的に先導していくため、公共施設での自然エネルギーの活用を図っていきます。	平成22年度に市役所庁舎に太陽光発電装置を設置しました。今後も、多くの市民が利用する公共施設への新エネルギーの導入を図り、新エネルギーの普及を推進します。
	4) 各地域の住民が生活の中で知っている風向の情報を、「風の道調査」として市全体にわたって取りまとめていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	削除(事業実施の見込みがないため)

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

4-3 環境美化活動をすすめる、環境モラルの向上と環境への監視を強めていきます。〈環境保全活動の促進〉

○審議会委員からの提言

・マナー向上以上の不法投棄防止策の検討を

①環境美化活動を促進します。		修正後(新計画案)
現行		
1)	環境美化一斉行動(ゴミゼロ運動の日)を全市的に展開していく体制を整備していきくとともに、環境教育の場として活用するなど、環境美化意識の醸成を図っていきます。	環境美化一斉行動(ゴミゼロ運動の日)を全市的に展開していく体制を整備していきくとともに、環境教育の場として活用するなど、環境美化意識の醸成を図っていきます。
2)	環境美化実施団体への支援を行うとともに、多くの市民が気軽に活動に参加できる仕組みをつくっていきます。	環境美化実施団体への支援を行うとともに、多くの市民や事業所が気軽に活動に参加できる仕組みをつくっていきます。
3)	美化活動を進めるに当たっては、アダプト・プログラムの方法を取り入れていきます。	削除(アダプトプログラム※を活用した手法は取り入れない) ※住民団体や企業が「里親」になり、引受けた身近な道路や公園の区画の世話(清掃や植栽の管理等)を行うもの。
4)	地区の環境衛生委員や環境衛生推進員の活動を充実し、定期的な活動報告や実態調査などにより実効性を高める仕組みを整えていきます。	地区の環境衛生委員と連携し、地域にあった実効性を高める取り組みを実施できる仕組みを検討していきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))		
②環境保全意識の啓発と指導を推進します。		修正後(新計画案)
現行		
1)	住宅地における空地等の適正な管理の指導や環境に影響を及ぼす物品の屋外貯蔵に対する指導や撤去を進めていきます。	変更なし
2)	自動販売機の設置に当たっては、届出制の導入を検討するなど適正管理に対する指導を行っていきます。	変更なし
3)	ごみ処理に対する意識改革や美化活動、廃棄物の投棄などに対し、意識の変革を進めていきます。	変更なし
4)	市が率先して環境保全行動に取り組むとともに、企業の環境管理マネジメントシステム取得の支援をすすめていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

市民環境課

市民環境課

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

市民環境課	③不法投棄防止対策を推進します。	
	現行	修正後(新計画案)
	1) 環境保全推進員、不法投棄監視員等による定期的なパトロール体制の確立など、常時監視体制を充実していきます。	変更なし
	2) 放置自転車、放置自動車などに対する規制を含めた対策を検討していきます。 3) 不法投棄の監視に当たっては、新聞配達員や郵便局員などの協力を得るなど、より効果を高めるような協力体制を検討していきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))	放置自転車、放置自動車などには、未然防止策を含め対策を検討していきます。 不法投棄の監視に当たっては、地区の衛生委員の協力を得るなど、より効果を高めるような協力体制を検討していきます。
市民環境課	④地球環境にやさしい活動に取り組みます。	
	現行	修正後(新計画案)
	1) 日常生活や事業活動において、常に地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題を意識して消費、生産を行い、行動できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行っていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	変更なし

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

4-4 ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。〈循環型社会を意識したライフスタイルの形成〉

○ 審議会委員からの提言

・マイバグの推進を(全市民への配布の検討なども…)  
 ・ごみは、農家には自家処理による減量、非農家には堆肥化による減量の推進を  
 ・ごみは焼却すれば全くなくなるのではなく、焼却灰やCO2、場合によっては有害ガスが発生する場所もありうる。そうしたことを学習会などの機会を設け伝えることで、ごみ減量の啓発に役立ててはどうか  
 ・ごみ減量の啓発方法の一つとして、ごみ処理にどれだけのお金がかかっているかを、市民に知ってもらうことも必要では

①ごみの排出抑制を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	家庭にごみになるものを持ち込まないことや包装ごみの減量化を図るため、買い物の際には買い物袋を持参するマイ・バッグ運動をすすめていきます。	変更なし
2)	商品を購入する際、廃棄後の処理を考慮に入れてリサイクルできる商品を選択する等の「グリーンコンシューマー」意識の確立を図っていきます。	商品を購入する際、廃棄後の処理を考慮に入れてリサイクルできる商品や簡易包装商品、及び再使用できる商品を選択する「3R」意識が一層浸透するよう、取り組みを推進していきます。
3)	リターナブル容器、詰替え商品、再生資源を原材料として使用した製品等の販売や製造を優先的に行うとともに、再利用できるもの、資源となるものの引取りを積極的に進めていきます。	レジ袋削減やごみの減量、容器を回収しリサイクルする活動など、環境配慮に積極的に取り組む商店、事務所等の事業所の取り組みを集約し公表することにより、環境問題に対する意識を高めていきます。
4)	ごみの減量や分別排出・リサイクル活動に積極的に取り組む商店、事務所等の事業所をエコジョブ・エコオフィスとして認定・公表することにより、環境問題に対する意識を高めていきます。	変更なし
5)	事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所に対し、減量計画の策定、提出を義務付け、排出抑制や排出された廃棄物の循環的利用を計画的に推進するよう指導していきます。	削減(マイバッグ持参などと一体的な啓発を行っていくため、過剰包装のみに特化した基準作りは実施の予定なし)
6)	簡易包装の基準を策定し、市民・事業者の理解・協力ののもとに過剰包装を抑制していきます。	

(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

②ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	ごみ排出量の増大、ごみ処理に伴う環境への負荷等の原因者は市民であり、事業者であることから、「排出者責任」と「拡大生産者責任」という考え方をそれぞれが責務として浸透させ、その実践を図っていきます。	ごみを焼却すれば焼却灰やCO2など別の物質が発生し、その処理にも費用や労力がかかっていることを市民に知ってもらうことで、ごみ減量の必要性を認識し実践につながるよう取り組みを行っていきます。
2)	ごみ問題、環境問題についての情報提供やごみ処理施設の開放、見学等あらゆる機会を通じて、ものを大切にすること、リサイクルを推進することの必要性への認識を高めていきます。	変更なし
3)	小・中学生がごみ処理の方法、分別の仕方、資源の重要性等の学習を行うために必要な副読本の作成・活用や施設見学等を行っていきます。	小・中学生がごみ処理の方法、分別の仕方、資源の重要性等の学習を行うために必要な講師の派遣や施設見学等を行っていきます。
4)	地域での各種会合の際、ごみ処理や環境問題についての学習会・説明会、出前講座を行い、市民の理解を深めていきます。	変更なし
5)	ごみの減量を推進していく上でコミュニティの果たす役割は重要であるため、ごみの排出抑制、再使用、リサイクル等に関して、地域において指導できる立場の「ごみ減量アドバイザー(仮称)」制度を設け、指導者の育成を図っていきます。	ごみの減量を推進していく上でコミュニティの果たす役割は重要であるため、地域の衛生委員やごみ減量推進員と連携し、ごみの排出抑制、再使用、リサイクル等に関するルールの浸透を図っていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
③ごみに関する情報の提供等を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	ごみの排出・処理状況、資源物のリサイクル状況、処理経費、減量化への取り組み状況などについて、市報、市のホームページ、CATV等を通じ広く市民に公表し、ごみ問題に対する意識を高めていきます。	変更なし
2)	グリーン購入を促進するため、市が率先して調達に取組むことにより、市民及び事業者への取り組みを広げ、普及させていきます。	変更なし
3)	エコマーク商品、グリーンマーク商品などのリサイクル製品や取扱販売店に関する情報を提供していきます。	エコマーク商品、グリーンマーク商品などのリサイクル製品に関する情報を提供していきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))		

市民環境課

市民環境課

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

4-5 不用品の再利用(リユース)や再生利用(リサイクル)をすすめていきます。〈リサイクル(3R)の推進と適正処理〉

○審議会委員からの提言

・資源物ステーション数が少ないため、お年寄りなど車に乗ることのできない人が出にくい。そういう人たちも資源物を出しやすくしてほしい

①ごみの減量化のための取り組みを推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	ごみの減量目標値を定め、市民・事業者・行政が一体となって目標達成に向けて取り組んでいきます。	変更なし
2)	分別収集の促進やごみ排出量の抑制を図るため、減量化目標の推移を勘案しながら、ごみ収集の有料化導入に向けた検討を行います。	分別収集の促進やごみ排出量の抑制を図るため、減量目標の達成状況を検証し、ごみ収集の有料化導入に向けた検討を行います。
3)	もの大切さの認識、使い捨て生活の見直し等を目的としたフリーマーケットの開催や空店舗を活用したエコステーション、リサイクルショップ等の開設に対し、支援を行っていきます。	削除(他の方法により資源化の推進を行うため)
4)	家庭で不用になった耐久消費財等の再使用を推進するため、市報で行っている「不用品情報コーナー」の周知・利用を拡充していきます。	変更なし
5)	ごみや資源の分別方法、出し方等に関する分かりやすいパンフレットなどを作成・配布し、分別意識の向上を図っていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

市民環境課

基本目標4 “循環型の暮らしを实践するまち”  
 「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会をつくっていきます。」

市民環境課	<p>②資源物の回収と再生利用を推進します。</p> <p>現行</p> <p>リサイクルできるものは、ごみから出来るだけ分別して回収し、資源として活用していただくため、分別収集品目の拡大と充実した回収体制の整備をすすめていきます。</p> <p>2) 生ごみ堆肥化の上手な方法の情報提供や堆肥化容器、処理機等の購入に対する支援をすすめる、生ごみの自家処理をすすめていきます。</p> <p>3) 資源物の集団回収を促進するための助成金の交付や参加団体、実施回数が増加していくような回収・流通体制づくりをすすめていきます。</p> <p>4) 街路樹、せん定枝、刈り草などをチップ材や堆肥として活用していくため、碎木機の導入による破砕方法を取り入れて行っています。</p> <p>5) 廃食用油をディーゼル・エンジン燃料に転換するバイオ・ディーゼル・フューエルの導入を検討していきます。</p> <p>(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))</p>	<p>修正後(新計画案)</p> <p>自動車を持っていないくても、資源物を出すことのできる資源物回収体制の充実を進めていきます。</p> <p>上手な生ごみ堆肥化の方法の情報提供や処理機等の購入に対する支援を行い、生ごみの自家処理をすすめていきます。</p> <p>変更なし</p> <p>街路樹、せん定枝は回収し、チップ化して配布することで資源として活用していきま</p> <p>す。</p> <p>ごみとして捨てられている廃食用油をなるべく多く回収し、燃料等にリサイクルしていき</p> <p>ます。</p>
市民環境課	<p>③ごみ処理施設の計画的な整備を推進します。</p> <p>現行</p> <p>1) 処理施設の適正な運営管理を徹底していくとともに、処分方法、リサイクル方法について検討をすすめる、環境への負荷を低減していきます。</p> <p>2) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集に対応できる施設やリサイクルプラザの整備を図っていきます。</p> <p>3) 中間処理施設、最終処分場の整備、分別収集方法の統一化など、北信広域連合管内市町村と連携し、ごみ処理の広域化に向けた調査・研究を進めていきます。</p> <p>(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)</p>	<p>修正後(新計画案)</p> <p>変更なし</p> <p>ごみの減量を進めることで、焼却灰を埋め立てる最終処分場をできるだけ長い期間使用できるよう取り組みます。</p> <p>削除(エコパーク寒川及び最終処分場が完成したため)</p>
市民環境課	<p>④廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を推進します。</p> <p>現行</p> <p>1) 粗大ごみや農業用廃プラスチックの回収体制を拡充していきます。</p> <p>2) 不法投棄防止や野外焼却禁止の周知徹底、指導等を強化していきます。</p> <p>3) 適正処理が困難なものの処理方法の周知や製造・販売業者が回収ルートを確保していくよう指導していきます。</p> <p>4) 産業廃棄物の適正処理に係る事業者との情報交換や施設周辺の生活環境に影響が与えないよう指導していきます。</p> <p>5) 建設廃棄物のリサイクルや食品残渣のリサイクルなど、産業廃棄物の再生利用を進めていきます。</p> <p>(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)</p>	<p>修正後(新計画案)</p> <p>粗大ごみ、農業用廃プラスチック、農薬などの排出方法の周知徹底や、回収体制の充実を行っていきます。</p> <p>変更なし</p> <p>適正処理が困難なものの処理方法の周知や製造・販売業者が回収ルートを確保していく仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>産業廃棄物の適正処理に係る事業者との情報交換を行ったり、施設周辺の生活環境に影響が与えないよう指導していきます。</p> <p>削除(事業実施の見込みがないため)</p>

基本目標5 “市民が主体的に活動していくまち”  
 「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

**5-1 環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。〈環境教育・環境学習の推進と環境情報の収集・発信〉**

○審議会委員からの提言

- ・地球環境の悪化について市民で学習し意識を高めていく場が必要
- ・平成23年に「ふるさと教育指導計画」が作成され、子供たちが地域の自然・文化・歴史を知ることにより、豊かな自然環境を守り育ていく意識を醸成していく取り組みが始まっている。【田中】
- ・ごみの分別や資源回収を通じ、学校も環境教育に取り組んでいる
- ・学校での環境教育の大切さについて審議会で意見が出されたことを、教育委員会へ申し入れすることも必要

①環境教育・環境学習を推進します。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	「飯山市民生涯学習基本構想」に基づく生涯学習関連 施策の中で、環境に関する教育・学習を体系的に位置付け、環境教育プランとして展開していきます。	環境に関する教育・学習を生涯学習のメニューとして位置付け、環境の変化を感じることができるよう意識向上を図ります。
2)	環境の悪化に対して被害者意識だけではなく加害者 意識も持ち、一人ひとりの環境に対する意識の共有化を図っていきます。	
3)	子ども達が環境問題を自分の手で切り拓いていく意欲と主体性を持つよう、学校における環境教育・学習を充実していきます。	子ども達が環境問題を自分の手で切り拓いていく意欲と主体性を持つよう、学校における環境教育・学習を充実していくよう働きかけや協力を行います。
4)	各地区に環境アドバイザーを設けるなど、大人が子ども達と環境学習に取り組むことのできる仕組みをつくっていきます。	親子で環境を学習する機会を設けるなどして、大人が子ども達と環境学習に取り組むことのできる方法を検討していきます。
5)	地区活性化センターへの環境情報室の設置や学校との協力により、地域に根ざした環境学習の場づくりをすすめていきます。	地区活性化センターや学校に環境情報コーナーを設けるなど、地域に根ざした環境学習の場づくりをすすめていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
②環境情報の収集と発信に取組みます。		修正後(新計画案)
	現行	
1)	市報、市のホームページ、CATV等を活用し、ホテルの見える場所や環境美化活動の年間スケジュール、環境イベントの開催状況など環境情報の収集・発信を行っています。	市報、市のホームページ、CATV等を活用し、ホテルの見える場所や環境美化活動の年間スケジュール、環境イベントの開催状況など環境情報の収集・発信を行っています。
2)	家庭での環境教育をすすめていくため、環境先進国や先進自治体の取組みを紹介していきます。	家庭での環境教育をすすめていくため、環境について先進的な取り組みをしている自治体を調査し、飯山市でも取り組みやすい方策を検討します。
3)	環境問題への取組みを紙芝居にするなど、環境学習を進める内容を工夫していきます。	環境セミナーなど魅力ある学習の機会を企画し、市民が意欲的に環境学習に取り組む環境を整備していきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

市民環境課

市民環境課

基本目標5 “市民が主体的に活動していくまち”  
 「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

5-2 子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みを作っていきます。〈自然学習の推進〉

○審議会委員からの提言

--

学習支援・農林・市民環境・道路河川課	現行	修正後(新計画案)
①自然学習の場の充実と創出に取り組みます。		
1)	親子自然観察会、せせらぎサイエンス、スターウォッチングなど体験しながら学習でききる機会を充実していきます。(学)	郷土の自然環境について、希少野生動物植物などの保護や観察会を通して、楽しみながら学ぶ機会を充実させていきます。
2)	里山や森林を整備し、キャンプ場や自然の遊び場づくりに活用していきます。(農)	里山や森林を整備し、自然の遊び場づくりに活用していきます。
3)	学校の近くに自然を体験できる公園を設けるなど野外での活動を重視し、子ども達が安心して自然と関われる場をつくっていきます。(市)	子供たちが遊べる公園などにも、生物多様性を意識できるような環境づくりに取り組みます。
4)	地域の水辺の魅力を引き出し、自然学習の場として活用できるよう、千曲川親水公園、カヌーポイントなどの見直しを行います。(道)	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
②学習体制を整備します。		
	現行	修正後(新計画案)
1)	親子が豊かな自然を体験できるよう、様々な環境を紹介したマップづくりを行っていきます。	親子が豊かな自然を体験できるよう、飯山の環境を紹介したマップづくりを行っていきます。
2)	学校における「総合的な学習の時間」に、自然観察インストラクターや地域の人達を講師として派遣するなど、自然学習が体験できる機会を増やしていきます。	削除
3)	地域や自然環境の専門家との連携により、子ども達の自然学習の機会を増やしていきます。	地域や自然環境の専門家との連携により、子ども達の自然学習の機会を増やしていきます。
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

基本目標5 “市民が主体的に活動していくまち”  
 「環境情報の収集・発信・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

5-3 環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。〈人材育成・支援のための仕組みづくり〉

○審議会委員からの提言

		現行	修正後(新計画案)
①人材の育成を推進します。			
市民 環境 課	1)	環境に対する情報の収集・発信や環境問題に対する関心を高めたいため、環境ボランティアや環境アドバイザー、NPO(NGO)などを育成するための仕組みづくりに取組みます。	環境に対する情報の収集・発信や環境問題に対する関心を高めたいため、環境ボランティアや環境アドバイザー、NPO(NGO)などを育成するための仕組みづくりに取組みます。
	2)	地域における環境リーダーの育成と継続的な活動を行うための体制づくりに取組みます。	地域における環境リーダーの育成と継続的な活動を行うための体制づくりに取組みます。
	3)	環境カウンセラー、自然観察インストラクター、自然保護レンジャー、高山植物等保護指導員等として活動できる人材の発掘や育成を図っていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))	環境カウンセラー、自然観察インストラクター、自然保護レンジャー、高山植物等保護指導員等として活動できる人材の発掘や育成を図っていきます。
②環境行動への取り組みに対する支援を推進します。			
		現行	修正後(新計画案)
市民 環境 課	1)	仲間と一緒に環境学習や実践に取り組むことができる「こどもエコクラブ」への参加や「みどりの少年団」の結成をすすめ、活発な活動が行えるよう支援していきます。	変更なし
	2)	各地域で独自に取り組まれている環境学習会・講座や自然観察会・教室など大勢の人が参加でき、取組みに関わりを持つ人の輪を広げ、横の繋がりをもって学習できる仕組みづくりに取組みます。	変更なし
	3)	環境先進地への市民の視察、環境にやさしい種々の機器等の紹介、幹旋など環境に対する意識啓発をすすめていきます。 (市民・地域・事業者がとりくむべき事項)	変更なし

基本目標5 “市民が主体的に活動していくまち”  
 「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめています。」

5-4 環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。〈持続的な環境行動の促進〉

○審議会委員からの提言

		修正後(新計画案)
①連携のとれた体制づくりに取り組みます。		
現行		
1)	環境行動に取組むボランティア、各団体等と連携しながら、継続的な活動を行うための体制づくりに取組みます。	変更なし
2)	パートナーシップによる環境行動を一層推進するため、グラウンドワーク活動等の地域での環境改善活動をすすめていきます。	変更なし
3)	学校週5日制の実施に伴う余暇時間の活用に対応するため、学校等との連携を図りながら、地域ぐるみで環境問題に取り組んでいける体制づくりに取り組みます。	削除(5日制実施後一定期間が経過しているため)
4)	環境教育、環境行動、人材育成をすすめるに当たっては、県や近隣市町村との連携を図っていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項(例))		
②環境評価の実施に取り組みます。		
現行		
1)	環境についての調査・施策の実施、効果のモニタリング、施策の見直し、展開といった、PDCAの輪を回していくような仕組みをつくっていきます。	変更なし
2)	環境行動を持続・発展させていくために、市民環境モニター制度を創設し、取り組みを定期的に評価、公表し、修正していきます。	変更なし
3)	各環境項目に対する取組み等の定期的な意識調査を実施するとともに、実態把握や監視を行っていきます。	変更なし
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		

基本目標5 “市民が主体的に活動していくまち”  
 「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

5-5 環境を考える市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。〈環境を考える市民会議の設立〉

○審議会委員からの提言

現行		修正後(新計画案)
①環境を考える市民会議を設立します。		
市民環境課	1) 市民が主体となった、自発的な組織としての「環境を考える市民会議」を設立し、環境問題に対する学習、調査、情報発信、啓発等を行っていきます。	検討中
	2) 市民会議は、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から環境問題について話し合い、連携を図るための組織にしていきます。	検討中
	3) 市民会議は、市が行う環境施策を市民の側からチェックし、提案する場としてもいきます。	検討中
	4) 市民会議へは、自然環境、公害問題等に関する学識経験者の参加もすすめていきます。	検討中
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		
②市民会議と連携する体制づくりに取り組みます。		
現行		
市民環境課	1) 事業者が環境問題について話し合う、事業者同士の会議の設立も検討していきます。	検討中
	2) 環境問題に対する庁内の調整組織、行政間の連携の仕組みづくりをすすめていきます。	検討中
(市民・地域・事業者がとりくむべき事項)		